

堺市消防長庁達第2号

庁 中 一 般
各 消 防 署

堺市警防規程（平成20年消防長庁達第26号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月11日

堺市消防長 新 子 哲 也

第52条の見出し中「指揮支援隊」を「署指揮隊及び指揮支援隊」に改め、同条を次のように改める。

第52条 署指揮隊は、第47条に規定する現場指揮本部長の任務完遂のため、現場指揮本部における指揮活動を任務とする。

2 指揮支援隊は、前項の署指揮隊の任務を補完するため、現場指揮本部における指揮活動の支援を任務とする。

3 署指揮隊及び指揮支援隊の編成等については、別に定める。

附 則

この庁達は、令和8年4月1日から施行する。